

犬猫の適正な飼養管理の基準の具体化に係る論点について

○基本的な視点（第4回検討会で確認済み）

- 改正動物愛護管理法第21条の規定に基づき、**動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止の観点から基準を設定**する。
- 自治体職員が、遵守状況を容易に確認し明確に判断でき、根拠を持って必要性を説明できる基準にする等、**基準の実用性の観点を考慮**する。
- これまでの検討を踏まえ、**アニマルベースメジャーの考え方を基本として、動物の行動や状態に着目**した検討を進める。
- 動物愛護管理法に基づく**遵守基準**は、行政法上の許可制度として守らなければならない義務規定を定めるものであることから、公共の福祉に適合する目的のために必要かつ合理的な措置でなければならないため、**許容される最低限の水準の設定に留めざるを得ない。理想的な飼養管理のあり方については、遵守基準とは別に検討**する必要がある。
- 規定の趣旨を踏まえ、**第二種動物取扱業においても準用**されていることから、規定の検討にあたって留意する。

全体に関する論点

海外調査の結果、各国にはそれぞれの状況に応じた様々な基準があり、科学的論文等の直接的な引用に基づいたというよりも、関連専門分野の知見等を参考にしつつ、関係者（専門家、業界、愛護団体、行政等）による運用実態や実効性を踏まえた**十分な合意形成のもとで規定**されていた。

- 今回の検討にあたっては、自治体職員が基準の遵守状況を現場でより客観的に判断しやすくするという法改正の趣旨を鑑み、**現行の定性的な基準を具体化することを基本**としつつ、特に必要な事項について、現行基準の改善を図ることを併せて検討する。
- 遵守基準の具体化について優先して検討を行うが、義務規定である基準として示すよりも、**理想的な飼養管理のあり方などガイドライン等で示した方が適正な飼養管理に資するものもあることにも留意**し検討していく。
- 最終的には**制度全体として運用**されるため、各項目の関連性等を考慮し、**総合的な観点**からも検討を進めることが重要。
- これまで行っていた科学論文等調査について、引き続き精査・とりまとめを行い、検討の参考とする。

検討項目

※以下7項目のうち3項目（①②⑥）について、論点をまとめたもの。

- ① **飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項**
- ② **動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項**
- ③ 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④ 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥ **動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項**
- ⑦ その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）

①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

【論点】

- 現行の定性的な基準（規模・構造）を具体化する。
- 品種や年齢等によって体の大きさは異なるため、体長比もしくは体高比等でケージ等の規模を規定するのが合理的ではないか。
- 必要なケージ等の規模は飼養期間によって異なるため、長期間にわたる場合に確保する運動スペースの規模についても何らかの基準を設ける必要があるのではないか。
- 運動スペースについて、ケージ等と一体化している場合と、分離されている場合があるので、それぞれについて基準を検討すべきか。
- 運動スペースを分けて考える場合は、適切な運動が行われることをどのように担保するかも考慮する。
- 犬と猫の行動の違い（猫は上下運動を行うこと）を考慮し、犬は平面（面積）、猫は高さ（空間・容積）に着目して運動スペースの確保等について検討してはどうか。

※ケージ等：動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備
（施行規則第2条第2項第4号イ）

ケージ等の規模

現行基準 第3条（設備の構造及び規模）

ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の**日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するもの**とすること。

また、飼養期間が**長期間にわたる場合**にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の**運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するもの**とすること。

ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

具体化

【ケージ等の基準】 ※動物を飼養するために必要な最低基準として設定
体長・体高比として、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等に必要
な1頭あたりのスペースを具体化

長期間の場合

<ケージ等と運動スペースの関係>	
一体	分離
【運動スペース基準】 飼養期間が長期間にわたる場合の運動が できる広さ及び空間を具体化	【ケージ等の基準】 + 【運動スペース基準】

ケージ等の構造

現行基準 第3条（設備の構造及び規模）

二 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような**安全な構造及び材質**とすること。

三 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等**衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質**とすること。

具体化

- 安全性：穴、くぼみ等による傷害を防ぐような安全な構造である必要がある。
- 維持管理：清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造という観点も重要。
- 安全性・維持管理の点を考慮し、例えば不適切と思われる構造を具体的に規定できないか。

②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

【論点】

- 適正な飼養管理を行うために必要な日常管理に要する時間をもとに、員数（1人あたりの飼養頭数の上限）に関する基準を具体化する。
- なお、機械化による省力化等が進んでいる場合があること等についても考慮することが必要。
- 犬と猫で日常管理に要する時間の違いがあるか。

現行基準 第5条 （動物の管理）

—

イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、**飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったもの**とすること。

- 1頭あたりの飼養管理（給餌・清掃）に要する時間から、従業者1人が1日に管理できる頭数を算出できないか。

⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

【論点】

- 発情や出産等、人為的にコントロールできない要素が多く、個体差が大きいものの、明らかに個体に負担がかかる状態を抑止できるよう現行の基準をもとに具体化を検討できないか。
- 繁殖状況については、自治体が指導を行う際に遵守状況を確認・判断する上での実用性を考慮する必要がある。
- 繁殖に制限を加えること（引退年齢を早める等）によって、相対的に繁殖に供される個体が増えることにつながる可能性についても、意識しておく必要がある。

繁殖に関する事項

現行基準 第5条（動物の管理）

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法による行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、**高齢の動物**等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、**みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。**

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

具体化

- 母体への負担を避けるため、メスの繁殖に関する基準を具体化できないか。
- 犬については、季節繁殖動物ではなく、6～10ヶ月間隔で発情を繰り返すなど、発情周期には個体差が大きいいため、繁殖上限年齢を設定することで、生涯の出産回数を制限する。
- 猫については、日照時間による季節繁殖動物であることから、通常の繁殖生理を超える過度な繁殖を防ぐよう年間の繁殖回数の上限を具体化するとともに、繁殖上限年齢を設定する。

(参考) 犬猫の繁殖について

▶ 発情周期とは

雌動物が交配のために雄を性的に許容する時期を発情という。性成熟を迎えた健康な雌動物では、妊娠しない限り、周期的に発情が繰り返される。これを発情周期とよぶ。

▶ 犬の繁殖の特徴

- 1繁殖期において発情周期が1回だけ現れる単発情動物で、無発情期が長く持続する。
- 6～10ヶ月間隔で発情を繰り返すが、この期間は小型犬では短く、大型犬では長い傾向にある。妊娠した場合は、妊娠しなかった場合に比べて発情周期が約40日長いことが知られている。
- 次の発情まで4～8ヶ月の無発情期がある。
- 妊娠期間は平均63日。

▶ 猫の繁殖の特徴

- 受胎しない限り発情周期を繰り返す多発情動物。
- 季節繁殖動物で自然光で飼育すると、国内では1～8月が繁殖季節。
- 繁殖は日照時間に影響され、1日12時間以上の照明下で飼育すると、季節に関係なく1年中発情を繰り返し、繁殖が可能である。また照明を8時間以下にすると無発情となる。
- 雄による交尾刺激があってはじめて排卵する交尾排卵動物である。
- 妊娠期間は平均63日。

※獣医繁殖学第3版（文永堂出版）を参照して事務局作成